

福岡県公報

令和6年1月9日
第461号

目次

告示(第6号-第8号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 一級建築士事務所の監督処分について (建築指導課) …………… 2

告示

福岡県告示第6号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字戸切手3259・3285(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第7号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字眞角2887の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第8号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木久喜宮字権現尾381の1、385の1、388、389の1、389の2、390

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現尾381の1・385の1・388・389の1・389の2・390（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）宗像市陵巖寺一丁目138番1の一部、142番3の一部、367番1及び386番の一部並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市長 伊豆 美沙子

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消したので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

令和6年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年12月16日

2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者	登録番号等
J. S BROTHERS株式会社	福岡市中央区長浜 2-2-8-508	J. S BROTHERS株式会社 (代表取締役：佐々木良太)	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-61023号

3 処分の内容

建築士事務所の登録取消し

4 処分の原因となった事実

J. S BROTHERS株式会社は、建築士事務所を管理する専任の建築士を置いていないことが判明し、同法第23条の4第1項第10号に該当するに至った。このことは、同法第26条第1項第2号に該当する。